

四日市市告示第177号

四日市市 IT 企業等進出支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市 IT 企業等進出支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市 IT 企業等進出支援事業補助金交付要綱（令和2年四日市市告示第183号）の一部を次のように改正する。

第2号様式及び第3号様式を次のように改める。

住 所

名 称

代表者

四日市市 IT 企業等進出支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった四日市市 IT 企業等進出支援事業補助金については、四日市市 IT 企業等進出支援事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 事業名

2 補助金額 金 円

3 補助金交付の条件

- (1) 四日市市補助金交付規則及び四日市市 IT 企業等進出支援事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後 5 年間保存しなければならない。
- (3) この補助金の交付については、後日市が報告を求め、調査を行うことがある。

住 所

名 称

代表者

四日市市 IT 企業等進出支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった四日市市 IT 企業等進出支援事業補助金については、下記とおり交付できませんので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 事業名

2 不交付の理由

第6号様式を次のように改める。

住 所
名 称
代表者

四日市市 IT 企業等進出支援事業補助金変更決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった四日市市 IT 企業等進出支援事業の計画変更を承認したので、四日市市 IT 企業等進出支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

- 1 事業名
- 2 変更決定額 金 円
- 3 計画変更の内容
- 4 条件

第8号様式を次のように改める。

第10号様式を次のように改める。

第10号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市 IT 企業等進出支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで補助金の実績の報告があった四日市市 IT 企業等進出支援事業補助金については、四日市市 IT 企業等進出支援事業交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額の確定をしたので通知します。

記

1. 補助金の確定金額 円

2 交付条件

- (1) 四日市市 IT 企業等進出支援事業補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後 5 年間保存しておかなければならない。
- (3) この補助金の交付については、後日市が監査を行うことがある。

第12号様式を次のように改める。

第 1 2 号様式（第 1 6 条関係）

補助金返還命令書

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市 IT 企業等進出支援事業補助金交付要綱第 1 6 条の規定により、次のとおり補助金の返還を命じます。

対象事業名	
奨励金の返還を命ずる理由	
奨励金返還額	円
納入期限	年 月 日

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(商工農水部工業振興課)